

一般社団法人ワールドスケートジャパン 諸謝金規程

( 目 的 )

第1条 この規程は、一般社団法人ワールドスケートジャパン（以下「本連盟」という）の諸事業にて支給する諸謝金に関して基準を定め、業務の円滑な運営を目的とする。

( 諸謝金運営方法 )

- 第2条
1. 連盟のすべての事業に係わる担当者の諸謝金とする。
  2. 諸謝金は、事業の業務上必要な最少の日数とする。
  3. 諸謝金は、別表に掲げる通り支給する。
  4. 諸謝金は、各委員会（大会含む）予算に基づき支給する。
  5. この規程の運用に関しては、事務局をその所轄部と定める。
  6. この規程に該当しないものは、理事会において定める。

( 委託・助成事業 )

第3条 外部諸機関・諸団体による委託・助成事業において諸謝金の支給を行う場合は、その期間・団体の規程に基づき支給することが出来る。

( その他 )

第4条 別表の規程に関わらず特別な事情がある場合は、当該者の経験・実績を勘案し、専務理事の議をもって支給金額を決めることが出来る。

( 本規程の変更 )

第5条 本規程は理事会に諮り、社員総会の議決により変更することが出来る。

( 別 表 )

支給対象者	業 務 内 容	単 位	単価の上限	備 考
スポーツドクター	選手強化活動	1日	50,000円	
トレーナー	選手強化活動	1日	30,000円	
コーチ	選手強化活動	1日	30,000円	
医 師	選手強化活動 主催大会での救護・治療等	1日	50,000円	
看護師	選手強化活動 主催大会での救護・看護等	1日	30,000円	
大会役員・スタッフ	主催大会	1日	10,000円	
通 訳	会議・大会での通訳	1日	30,000円	
大会補助員	主催大会	1日	10,000円	
講 師	研修会・講習会等講演	1時間 1回	30,000円 必要金額	講師と相談 講師との契約

1. 日数に応じて支給する。但し、3時間以内は半日とする
2. 移動日は支給対象に含まない。

付 則

1. この規程は平成28年5月15日より施行する。
1. この規程は平成29年5月13日より改定実施する。
1. この規程は平成30年5月12日より改定実施する。
1. この規程は令和元年9月1日之を改正実施する。